

鹿 児 島 県 公 報

平成24年6月15日（金）第2812号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（6件）（鹿児島地域振興局取扱い） 4
（北薩地域振興局取扱い） 5
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（2件）（交通指導課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日について（選挙管理委員会取扱い） 12
- 鹿児島県知事選挙における選挙人名簿登録の期日等について（選挙管理委員会取扱い） 13

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決申請事案に係る公示による通知（収用委員会取扱い） 13

告 示

鹿児島県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代川原字椿ヶ迫4356番2，4359番から4362番まで，4364番2，4365番，4366番，字川前堀ノ瀬戸4369番，4369番1，字夫婦石4506番から4509番まで，4511番1，4511番2，4514番1，字都合山4678番，4682番，4683番1，4683番5，4683番6，字西ノ谷4891番，4892番1，4892番2，4893番1，4893番2，4903番，4905番，田代麓字岩塚4310番，4313番

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代麓字久木野5166番647（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第725号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
中野脳神経外科	鹿児島市東開町3番地163

2 認定の有効期限

平成27年7月6日

鹿児島県告示第726号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ふれあい通所ハ ナさんの家	曾於市大隅町岩 川5503番地4	医療法人愛誠会	曾於市大隅町下 窪町1番地	徳留 稔	平成24年 5月31日	通所介護
合資会社ファク ト通所介護さく ら	鹿屋市東原町 6042-23	合資会社ファク ト	鹿屋市東原町 6042-23	内田 良市	平成24年 7月3日	通所介護

鹿児島県告示第727号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ふれあい通所ハ ナさんの家	曾於市大隅町岩 川5503番地4	医療法人愛誠会	曾於市大隅町下 窪町1番地	徳留 稔	平成24年 5月31日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種 類
名 称	所 在 地		
桜花心療クリニック	鹿児島市中央町10番地キャン セビル6階	平成24年 4月1日	精神通院医療
亀井メンタルクリニック	鹿児島市西田二丁目28-13ノ ーサイドヒルズ2F	平成24年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第729号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種 類
名 称	所 在 地		
朝日通り薬局	鹿児島市山下町2-7	平成24年 4月1日	精神通院医療
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	平成24年 4月1日	精神通院医療
そうごう薬局指宿店	指宿市十町2322番地1	平成24年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大隅町吉井土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 津留与三郎 曾於市大隅町岩川4353番地
理事 野村 健 曾於市大隅町岩川5019番地
理事 肝付 俊雄 曾於市大隅町中之内8274番地
理事 牧之瀬信夫 曾於市大隅町岩川5713番地
理事 二之宮 登 曾於市大隅町岩川6634番地11
理事 竹下 洋一 曾於市大隅町中之内8938番地
理事 有村 正文 曾於市末吉町岩崎792番地
理事 宮ヶ迫好弘 曾於市末吉町岩崎1256番地 1
理事 有村 文男 曾於市末吉町岩崎1037番地
理事 赤松 正志 曾於市大隅町中之内7979番地
監事 津留 辰矢 曾於市大隅町岩川4353番地 2
監事 宮ヶ迫浩二 曾於市末吉町岩崎893番地
(任期 平成24年4月15日から平成27年4月14日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 津留与三郎 曾於市大隅町岩川4353番地
理事 野村 健 曾於市大隅町岩川5019番地
理事 肝付 俊雄 曾於市大隅町中之内8274番地
理事 牧之瀬信夫 曾於市大隅町岩川5713番地
理事 二之宮 登 曾於市大隅町岩川6634番地11
理事 津曲 高志 曾於市大隅町中之内8930番地
理事 有村 正文 曾於市末吉町岩崎792番地
理事 宮ヶ迫好弘 曾於市末吉町岩崎1256番地 1
理事 高吉 義美 曾於市末吉町岩崎930番地 5
理事 赤松 正志 曾於市大隅町中之内7979番地
監事 宮ヶ迫利満 曾於市末吉町岩崎878番地 8
監事 津曲 哲夫 曾於市大隅町中之内8940番地口

鹿児島県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年5月31日付けで湧水町吉松土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第732号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島県道路公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成24年5月1日から同年11月22日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市平川町地内及び南九州市知覧町地内

鹿児島地域振興局告示第45号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひびき	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成24年4月1日	児童発達支援

鹿児島地域振興局告示第46号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉野学園	鹿児島市吉野町11165番地1	社会福祉法人青鳥会	鹿児島市吉野町11163番地	牧 美輝	平成24年4月1日	放課後等デイサービス

鹿児島地域振興局告示第47号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
遊	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成24年4月1日	放課後等デイサービス

鹿児島地域振興局告示第48号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター 一ひこばえ	鹿児島市犬迫町5975番地	社会福祉法人常盤会	鹿児島市犬迫町5975番地	久木元 司	平成24年4月1日	保育所等訪問支援

北薩地域振興局告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
養護学童クラブ ガッツ	阿久根市赤瀬川 2486番地1	社会福祉法人黒 潮会	出水市高尾野町 下高尾野2216番 地1	中村 興二	平成24年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月15日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
虹の家療育センター	始良市東餅田 2608番地1	社会福祉法人建 昌福祉会	始良市東餅田 2602番地	伊東 安男	平成24年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により肝付町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年6月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ鹿屋店・マックスバリュ笠之原店
肝属郡肝付町富山字上牧1008番1 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月28日
- 3 意見の概要
周辺地域の生活環境の保持の見地から考えると、当該変更前に比して特に変化しないと考えられ、変更は差し支えないと認められる。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年6月15日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
鹿児島中央警察署放置車両確認事務委託事業
 - (2) 調達をする役務の特質等
鹿児島中央警察署の管轄区域を巡回して放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り

付ける事務その他これに付随する事務

(3) 履行期間

平成24年10月1日から平成26年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

鹿児島中央警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく鹿児島県公安委員会の登録を受けている者であること（ただし、道路交通法第51条の9の規定に基づく鹿児島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者を除く。）。

(3) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 現に、国税（法人税・消費税）、県税（法人事業税・法人県民税）、市税（法人市民税・固定資産税）及び社会保険料（健康保険・厚生年金保険）を滞納していない者であること。

(8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。

(9) 法人としての業歴が1年以上であること。

(10) 入札参加資格確認時において駐車監視員を2人以上雇用している者であること。

(11) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ適確に遂行し得る者であること。

(12) 法人及び役員については、過去2年以内において法令違反で罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(13) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

3 入札参加資格の審査等

入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

(1) 入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出場所

鹿児島県警察本部 交通指導課駐車対策係

イ 提出期間

平成24年7月5日（木）から同月11日（水）までのそれぞれの日の午前8時30分から

午後5時15分までとする。

ウ 提出方法

アの提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(2) 資格審査の結果

資格審査の結果は、参加資格審査結果通知書を参加資格審査申請を行った応募者に対して平成24年7月17日（火）に発送する。

(3) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月25日（水）午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部 3階会計課入札室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県警察本部 交通指導課

(イ) 交付期限 平成24年6月25日（月）午後5時15分

ウ 入札説明会

(ア) 日時 平成24年6月25日（月）午後1時30分から

(イ) 場所 鹿児島県警察本部 2階交通部会議室

(ウ) 申込方法 参加希望者は、所定の様式（様式は入札説明書に添付）により、申込みをすること。

なお、ファクシミリ又は郵便若しくは信書便による申込みも可とする。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札又は審査委員会の審査終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をしたものの中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部交通指導課駐車対策係
鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-206-0110（内線5125）
ファックス番号 099-206-5570

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年6月15日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
鹿児島西・鹿児島南警察署放置車両確認事務委託事業
- (2) 調達をする役務の特質等

鹿児島西及び鹿児島南警察署の管轄区域を巡回して放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り付ける事務その他これに付随する事務

(3) 履行期間

平成24年10月1日から平成26年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

鹿児島西及び鹿児島南警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく鹿児島県公安委員会の登録を受けている者であること（ただし、道路交通法第51条の9の規定に基づく鹿児島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者を除く。）。
- (3) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 現に、国税（法人税・消費税）、県税（法人事業税・法人県民税）、市税（法人市民税・固定資産税）及び社会保険料（健康保険・厚生年金保険）を滞納していない者であること。
- (8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
- (9) 法人としての業歴が1年以上であること。
- (10) 入札参加資格確認時において駐車監視員を2人以上雇用している者であること。
- (11) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ適確に遂行し得る者であること。
- (12) 法人及び役員については、過去2年以内において法令違反で罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
- (13) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

3 入札参加資格の審査等

入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

(1) 入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出場所

鹿児島県警察本部 交通指導課駐車対策係

イ 提出期間

平成24年7月5日（木）から同月11日（水）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 提出方法

アの提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(2) 資格審査の結果

資格審査の結果は、参加資格審査結果通知書を参加資格審査申請を行った応募者に対して平成24年7月17日（火）に発送する。

(3) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月25日（水）午前11時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部 3階会計課入札室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

㊦ 交付場所 鹿児島県警察本部 交通指導課

㊧ 交付期限 平成24年6月25日（月）午後5時15分

ウ 入札説明会

㊦ 日時 平成24年6月25日（月）午後1時30分から

㊧ 場所 鹿児島県警察本部 2階交通部会議室

㊨ 申込方法 参加希望者は、所定の様式（様式は入札説明書に添付）により、申込みをすること。

なお、ファクシミリ又は郵便若しくは信書便による申込みも可とする。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札又は審査委員会の審査終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提

出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をしたものの中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部交通指導課駐車対策係
鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-206-0110（内線5125）
ファックス番号 099-206-5570

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成24年7月8日執行の鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を平成24年6月21日からと定めた。

平成24年6月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、平成24年7月8日執行の鹿児島県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年6月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成24年6月20日
ただし、年齢については平成24年7月8日とする。
- 2 登録を行う日
平成24年6月20日
- 3 縦覧に供する期間
平成24年6月21日

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第7号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成24年6月15日

鹿児島県収用委員会

- 1 送達すべき書類の名称
平成24年5月22日付け鹿収第2号の「一般国道226号改築工事（平川道路・鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市同町字瀧ノ下地内まで）」の収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 住所 鹿児島県鹿児島市上福元町479番地2
氏名 松山勝代
 - (2) 住所 鹿児島県鹿児島市薬師町136番地
氏名 外山久大
 - (3) 住所 鹿児島県鹿児島市郡元町428番地
氏名 井上信宏
 - (4) 住所 鹿児島県鹿児島市上福元町654番地
氏名 林国治
 - (5) 住所 鹿児島県鹿児島市上福元町2637番地
氏名 田中良策
 - (6) 住所 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口596番地
氏名 狩野力男
 - (7) 住所 鹿児島県日置郡東市来町養母3877番地
氏名 鉾立勇哉
 - (8) 住所 鹿児島県日置郡金峯町尾隣326番地
氏名 若松信義
 - (9) 住所 鹿児島県日置郡松元町直木1739番地
氏名 永井省吾
- 3 送達すべき書類の保管等
鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており2に掲げる者にいつでも交付する。
なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成24年7月6日をもって通知があったものとみなされる。